

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(110) [略]</p> <p>(111) <u>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律</u>（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>(112)～(121) [略]</p> | <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(110) [略]</p> <p>(111) <u>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律</u>（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>(112)～(121) [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。